

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	令和元年度第1回姫路市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和元年8月23日(金) 午前10時～11時45分
3 開催場所	イーグレひめじ 4階 第1・2会議室
4 出席者又は欠席者	出席者: 伊藤委員、松島委員、大塚委員、汐田委員、谷川委員、岩田委員、(12人) 長谷川委員、山口偉一委員、澤田委員、村上委員、伴野委員、 横田委員 事務局(市民局長、市民参画部長、男女共同参画推進課長他2人) (5人) 欠席者: 川崎委員、朝山委員、山口有紀委員、浦川委員、安本委員 (5人)
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人0人
6 議題又は案件及び結論等	(1)男女共同参画プラン2022改訂版の推進状況について (2)審議会等委員への女性の登用状況について (3)姫路市職員男女共同参画率先行動計画の取組状況について (4)その他
7 会議の全部内容又は進行記録	別紙参照

1 開会

定足数確認(会議成立について報告)

2 あいさつ

委員・事務局紹介

3 議題

議題(1) 男女共同参画プラン2022改訂版[後期実施計画]の推進状況について

議題(2) 審議会等委員への女性の登用状況について

議題(3) 姫路市職員男女共同参画率先行動計画の取組状況について

事務局から資料1～3、姫路市男女共同参画プラン 2022 改訂版に基づき説明

質疑応答等

委員 : 資料1の p.16 及び p.28 に掲載の「男性料理教室」について
開催回数が異なるのはなぜか。

事務局 : P.16 は保健所健康課、p.28 は生涯学習課が所管する事業であり、同じように男性を対象としているが、前者は食育、後者は地域学習と目的が異なった事業であるため、開催回数に違いが出ている。

委員 : 審議会の役割について聞きたい。
資料1の p.70～73 で挙げられた女性登用促進は、規約の改正など各担当課の努力によって達成されるもので、なぜ女性が登用されないのか原因をクリアしないと達成できない。当審議会が何らかの働きかけができるわけではない。
容量の多い事前資料を送られてきても、何ができるというのか。

事務局 : 当審議会は様々な知識・経験を有する委員で構成され、幅広い観点からの意見を求めることを目的としている。今年度においては資料で述べられた進捗状況に対して、来年度以降どうしていけば良いか意見を賜りたいと考えている。加えて、ここで議論されたことを各委員が持ち帰ることで男女共同参画に関する取組を周知する効果もあると考えている。
ただ、事前送付する資料が多くなっているのは、取組についての経緯等を、審議前に各委員に十分説明するためであるが、効果的な審議のためにも改善していきたい。

委員 : 局長の回答への補足として
資料1の p.70 にあるように、女性登用促進を図るべき審議会等は地方自治法で定められたものであり、特定の団体の代表等、構成が規定されていることが多い。その中で、市民の意見を反映させるべく公募委員も導入されており、行政による一方的な運営にならないようにしている。

会長 : 同じく補足として
姫路市男女共同参画推進条例第 21 条にもあるように、当審議会は行政をチェックし提言する役割を持っている。資料 2(審議会での意見への対応)にもあるとお

り、審議会で述べた意見に対し、姫路市はルールに従って改善等の対応をすることになっている。

委員：公募委員としてコメント

審議会は、一市民として行政に意見を述べるができる場であり、それが反映されることでより良い市政に貢献できていると思う。また、現在のプラン 2022 改訂版も、当初のプランを当審議会で様々な立場から意見を述べあつた上で改良され成り立っていることをご理解いただきたい。

委員：資料1の p.69「指標及び目標」について

現在は平成30年度～令和4年度の後期実施計画に係る目標値ということだが、平成28年度が現状値として挙げられているのはなぜか。

また、「子どもの出生時等における男性職員の5日以上の休暇の取得率」など、平成30年度末で目標値を達成したものがいくつかあるが、達成した指標についても、平成28年度の数値を挙げているのはなぜか。

事務局：プラン 2022 改訂版は平成30年3月の策定だが、その時点で把握できる最新の状態として平成28年度のものを「現状値」として挙げている。

「子どもの出生時等における男性職員の5日以上の休暇の取得率」だが、休暇を取得できる対象職員が毎年異なり、数値の変動が大きくなることがあるので、来年度以降も取得率維持できるよう、引き続き人事課に啓発・指導をお願いしていきたい。

委員：資料1の p.34 防災会議等への女性の参画促進について

防災会議における女性の意見反映は、会議委員が消防署長等のいわゆる充て職があることが多いが、条例改正に加え、保育士や看護師などの「有識者枠」を積極的に導入してはどうか。

会長：昨年度の当審議会でも議論されたが、防災対策は男性だけでなく女性の視点も取り入れていかなければ偏りが出てしまうと思う。団体から女性を推薦してもらうなど、充て職枠を柔軟に運用するよう政府でも提案しており、2015年決定の第4次男女共同参画基本計画にも防災に係る意思決定の場への女性参画推進が盛り込まれている。また、京都府では「女性枠」を意識的に設置した例もあるので、検討の余地はあろうかと思う。

委員：資料1の各事業の表記について p.20 記載の「国際交流フェスティバル」は実行委員会が主体となっているのではないか。p.22DV相談について「婦人相談員」という表記は適切か。

副会長：資料1の P.22 DV相談について補足

配偶者暴力相談支援センターの役割は、厚生労働省所管の婦人相談所が担っており、そこで相談業務をする人を「婦人相談員」と定める役職人稱であるので変更はできないだろう。

配偶者暴力相談支援センターが根拠とする売春防止法は、身寄りのない女性を救済する趣旨だが、DVに起因する事案が多いことから、同法を転用しているのが実情。ただし、DV被害者支援の現場では「女性相談員」などの呼称を用いること

もあり、センター・婦人相談所との機能分化を進める中でも法律上の表記を変更も検討されていることを申し添える。

会 長 : 同じく補足として

配偶者関係にある女性被害者はDV防止法で保護されるが、配偶関係にない被害者は売春防止法で保護されるのが現状だが、被害者を保護する法律の枠組み自体についても見直しが検討されている。

事務局 : 各担当課に改めて確認し、必要時は修正する。

委 員 : 資料1のp.38 女性活躍推進企業の表彰について
表彰企業の公表はどのように行ったのか。

事務局 : 表彰企業は「姫路市女性活躍推進企業表彰要綱」に基づき決定し、男女共同参画推進課のホームページ及び記者発表、経済情報誌「ファイル」にて公表した。なお、新聞には掲載されていなかったと記憶している。

会 長 : 資料1のp.69「職員の管理職における女性比率」について

兵庫県内における姫路市の状況は把握しているか。把握しているのであれば、次年度以降の審議会で問題共有の材料としたいので、資料として追加してもらいたい。

事務局 : 本庁課長級以上になるが、兵庫県が取りまとめている平成30年4月1日現在におけるデータは次のとおり。

姫路市 8.1%、兵庫県内(市町) 16.3% 順位としては 29 市の中で 26 番目となっている。なお、1位は芦屋市(32.7%)、2位は加東市(32.4%)である。
この度は口頭での報告になったが、次年度審議会では資料として加えることとしたい。

委 員 : 資料1のp.14 男性のための電話相談について

今年度から取組を開始したことだが、相談実績について説明願いたい。

事務局 : 奇数月に一回実施しており、5月・7月で一件ずつ相談が寄せられた。なお、対応した担当者によるといずれも別々の人物からの相談であろうとのことだった。

委 員 : 資料1のp.20 男女共同参画に関する市民意識調査の実施について
評価を「△」としているが、実施に向けての進捗はあるか。

事務局 : 後期実施計画の期間内にプラン見直しのために実施する調査だが、平成30年度にプラン改訂されてから間がなく、質問項目や他市調査を検証している段階であることから「準備継続中」という趣旨から所管評価を「△」とした。

委 員 : 資料1のp.24 DV 被害者支援に関する民間支援団体との連携について

民間支援団体が市内になく、進展が難しいようだが、今後はどのような取組を行っていく予定か。

事務局 : DV 対策に関係している各担当課に働きかけをしているところであるので、担当課の動きを当審議会にて報告する中でチェックをしていただければと思う。

委 員 : 資料1のp.22 DV 相談、DV 被害者の安全確保について

平成30年度は 632 件とのことだが、件数は増加傾向にあるのか。一方で DV 証

明発行等が少数にとどまっているのは何か事情があるのか。加えて、DV 対策として何らかの方策はとられないものか。

事務局：件数の推移については、担当課・審議会等に確認する。また、この度指摘のあった内容については、当審議会意見として担当課に申し伝える。

会長：質問内容への補足

近年は、抱え込まずに相談する人が増えているので、相談件数自体は増加傾向にある。ただし、DV センターだけでなく、警察にも相談が寄せられることも多いので、正確に相談件数を把握するには両者を注視しておかなければならないだろう。

副会長：質問内容への補足

子ども虐待の増加の背景には、警察に DV の連絡が入ったのがきっかけで虐待が発覚するケースが多いためだが、迅速で適切な対応が重要となる。ただ、民間支援団体は高齢化が進んでおり、一方で行政・警察が介入するようになりつつあるので、DV 被害者への支援のあり方は「過渡期」であるとも言える。また、全国シェルターネットも広がりつつあるので、新たな支援方法を検討すべきだろう。

委員：資料1の p.30 及び資料2 若年層向け意識啓発について

若年層向け啓発パンフレットについて、配布時説明に加え、一部中学校でのホームルーム等での活用を行ったとのことだが、全中学校での活用を促すべきではないか。また、出前講座など活用の機会を増やしてはどうか。

事務局：出前講座については、現在も学校からいくつか依頼を受けているので、今後検討していきたい。

委員：資料1の p.16 理工チャレンジ事業について

バスツアーを実施したとのことだが、応募状況や参加者の反応等について説明願いたい。また、好評であったのなら、回数を増やすなど今後検討するのか。

事務局：今年度も実施したところであるが、100 人以上の応募者から 40 人を抽選した。感想を聞いたところでは概ね好評であったとのこと。応募多数であるので実施回数を増やすなど検討はしてゆきたいが、訪問先の大学・企業の負担への考慮が課題であると考えている。

委員：資料1の p.12 男女共同参画情報誌「ウエーブレット」について

一回 5,000 部を超すものなので、関心を持ってもらえる内容にしていくのはもちろん、市民への情報提供のツールとしてより広く読んでもらえるよう工夫をしてもらいたい。

事務局：市立高校・専門学校など学校教育の場での活用できるよう検討したい。

委員：資料1の p.32 校長研修について

近年、教師不足に加え、管理職年齢の早期退職や再任用教師の増加により、高齢化や年齢層の偏りが進み、中堅教師から若手教師への指導が行き届きにくくなっている。こうした背景から、男女共同参画について生徒に向けた教育を向上させるためには、校長職から各教師への指導が必要となるので、研修内容の充実をお願いしたい。

- 委員：資料1の p.69 乳児家庭全戸訪問事業について
平成30年度は、その前年度と比較して訪問率が低下している。保健師の確保が一時的に困難になったためと聞いているが、子ども虐待とDV問題は関連性が高いので、問題の早期発見のためにも訪問率の維持を目指してほしい。合わせて、p.24にある要保護児童対策地域協議会における連絡会議等でも、同様の認識の下でしっかり対応してもらいたい。
- 委員：社会福祉協議会でも、生後すぐの乳児がいる家庭に対し、居住地区の子育て支援会場の案内を送付していると聞いている。
- 委員：同じく資料1の p.69 各指標について
これらは各課の目標であっても、男女共同参画に向けての目標としては意味があるのか。数値結果に対して、当審議会は各担当課に意見できるのか。
- 事務局：各指標の根本は男女共同参画につながるものであり、p.11～p.68における推進状況調書の内容も、プラン推進のためにできることを各担当課に調査した上で作成しているので、全庁掲げでの取組であると捉えている。
当審議会は目標達成に向けて、各担当課に意見として述べることは可能であり、担当課も各問題に関する審議会等で報告し、改善すべきものとして反映させていくことになっている。
- 副会長：男女共同参画を推進していく中で目標は必要なものであり、目標値は当審議会で協議の上で設定されている。各目標を達成させるのはあくまで担当課だが、達成に向けたチェックをし、アドバイスするのが当審議会の役割である。
- 委員：目標達成に向けて各課が努力しているのも事実で、達成に向け当審議会も意見をしていくので、委員として積極的に発言してもらいたい。また、各々の問題に対して直接何かすることはできないが、委員として出席している各団体の長は、審議会で議論したことを所属団体に下ろしていく役割があるという認識を新たにすべきと考えている。
- 委員：審議会の委員となることで、各団体の一員でしかなかったときにはわからなかったことも見えてくるので、所属団体にも持ち帰って議論を深めたい。
- 会長：当審議会での声は、より良い行政に向けて活用されるべきものなので、これからも様々な立場からの意見をいただければと思う。

4 閉会

審議結果に基づき、男女共同参画プラン2022改訂版の推進状況に関する平成30年度の評価を取りまとめ報告書として公表することとする。